

スマホを使いコンビニで

住民票の写しなどが受け取り可能に！



1月22日(月)からスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォン(※1)を利用すると、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、コンビニ交付サービスが受けられるようになります。サービスをご利用の場合は、事前にスマホ用電子証明書の利用申請および利用登録が必要となりますので、マイナポータルからお申し込みください。(※2)

現在はローソンとファミリーマートのみの対応ですが、今後、ご利用いただける店舗が増える予定です。随時、市ホームページにてお知らせしますのでご確認ください。



※1 Android スマートフォン (Android9.0 以上)。

対応機種については、マイナポータルのよくあるご質問をご覧ください。iPhone への対応時期は未定です。

※2 お持ちのスマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロードし、起動してください。スマホ用電子証明書の搭載に対応している場合、申し込みできる旨が表示されますので、画面の指示に従って操作してください。

よくあるご質問



マイナポータル

閏戸籍年金係 74-4457

意見募集 (パブリックコメント)

市では砂川市健康増進計画「健康すながわ 21 (第3次)」の策定にあたり、次のとおり皆さんからご意見を募集します。

—募集する意見—

名称	健康すながわ 21 (第3次)
内容	市民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成 25 年に策定した「健康すながわ 21 (第2次)」(自殺対策基本法に基づく「砂川市自殺対策計画」および食育基本法に基づく「砂川市食育推進計画」を包含)の計画実施期間終了に伴う次期計画(令和 6 年度～同 17 年度までの 12 年間)に対する意見
詳細・提出	ふれあいセンター TEL: 52-2000 FAX: 52-2114 Eメール: kenko@city.sunagawa.lg.jp

- ・ **応募対象** 市内に在住、在勤、在学している方
- ・ **提出方法** 所定の様式に必要事項を記入のうえ、FAX、Eメール、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函、または市ホームページ内のパブリックコメント専用フォームでご提出ください。いただいたご意見などは、市ホームページおよび市役所 1 階ロビー(情報公開コーナー)にて公表します(応募者の氏名・住所は除く)。
- ・ **閲覧場所** 市 HP、市役所 1 階ロビー、ふれあいセンター、公民館、地域交流センターゆう、南地区・北地区コミュニティセンター
- ・ **応募期間** 1月31日(水)～2月29日(木)まで

パブリックコメントとは、公的機関が計画や条例などを策定するときに、案の段階で意見・要望などを募集し、寄せられた意見・要望などを考慮しながら案を決定するとともに、それらに対する考え方もあわせて公表していく制度です。